

第4期宮城県がん対策推進計画 ロジックモデル

参考資料2

D 個別施策アウトプット

C 中間アウトカム

B 分野アウトカム

A 最終アウトカム

【予防】

D01	○第3次みやぎ21健康プランに基づく生活習慣病予防(喫煙・食生活・運動習慣等)の取組 ○スマートみやぎ健民会議を核とした様々な企業・団体と連携による普及啓発活動の推進 ○拠点病院等による地域へのがん予防に関する普及啓発と、相談支援センターによるがん予防に関する情報提供体制の整備
D02	○HPVワクチンの接種の促進及びキャッチアップ接種の対象者に対する適切な情報提供に基づく正しい理解の促進 ○肝炎ウイルス検査体制の充実及びウイルス陽性者の受診勧奨、普及啓発 ○ピロリ菌感染と胃がん発生の関係、除菌治療による胃がん発生予防効果などに関する適切な情報提供
D03	○宮城県生活習慣病検診管理指導協議会における市町村への助言充実 ○受診機会の拡充や利便性の向上、未検者対策を含む受診体制の整備、検診の意義や必要性の普及啓発及び受診勧奨の実施(学校でのがん教育も含む) ○科学的根拠に基づく市町村のがん検診の実施と個別受診勧奨、再勧奨の実施促進 ○職域におけるがん検診に関するマニュアルの普及と職場におけるがん検診の受診促進に係る取組
D04	○市町村における検診体制の調査分析(県、市町村及び検診実施機関のチェックリストによる検診体制評価) ○宮城県生活習慣病検診管理指導協議会における市町村への助言充実 ○職域におけるがん検診に関するマニュアルの普及と対策型に準じた職域におけるがん検診の精度管理の実現に向けた啓発

C01	危険因子となる生活習慣が改善している(みやぎ21健康プランとの連動)
C02	がんの原因となる感染症が制御できている
C03	科学的根拠に基づく受診勧奨を行い、検診受診率が上がっている
C04	がん検診の精検受診率が上がっている

B1
がん罹患率が減少する

B2
早期がんでの発見割合の増え、進行がんの罹患が減る

A1
がんの死亡率が減少する

【医療】

D05	○高い技術が必要とするがん医療の集約化 ○宮城県がん診療連携協議会を中心とした、がん診療を行う一般の病院の参画を含めた役割分担の明確化・連携体制の整備等の取組推進 ○がん診療を行う一般の病院において、拠点病院に準ずる質の高い標準治療を実施する体制の整備及びがん患者への総合的ながん医療の提供の推進
D06	○がんゲノム医療中核拠点病院等を中心としたがんゲノム医療の提供体制の整備、がんゲノム医療に関する県民の理解を促進するための教育や普及啓発の推進
D07	○拠点病院等を中心とした人材の育成や各医療機関の状況に合わせた診療体制の整備 ○拠点病院等及びがん診療を行う一般の病院において、質の高い標準治療を安全に実施する体制の整備及び患者へのインフォームドコンセントの適切な実施 ○高度化するがん治療について知識・技術と臨床経験を備える医師・薬剤師・看護師・診療放射線技師等の適正な配置
D08	○宮城県がん診療連携協議会を中心とした拠点病院等及びがん診療を行う一般の病院におけるチーム医療の推進と医療従事者間の連携体制(情報共有)の整備 ○拠点病院等やがん診療を行う一般の病院の院内や地域の歯科医師等と連携したがん患者の口腔の管理 ○拠点病院等やがん診療を行う一般の病院の栄養サポートチーム等と連携し栄養指導や管理を行う体制の整備
D09	○がん患者の社会復帰や社会協働の観点を踏まえ、がんのリハビリテーションの普及や体制整備を推進 ○リハビリテーションに携わる専門的な知識及び技能を有する医療人材の適正な配置
D10	○副作用や合併症、後遺症による症状を相談できる体制の整備 ○各種ガイドラインに基づく支持療法を行う体制の整備
D11	○緩和ケア研修会等における緩和ケアに係る人材の育成 ○拠点病院等を中心とした緩和ケアの提供体制の整備の推進 ○医療用麻薬等の適正使用を推進 ○県民への緩和ケアやACPの普及啓発
D12	○がん治療が生殖機能に与える影響について、がん患者や家族へ情報提供する体制を引き続き整備 ○生殖機能の影響についてがん患者家族への情報提供と、生殖温存療養等への提供体制の整備
D13	○小児がん拠点病院を中心とした小児がん医療の提供体制の整備推進 ○移行期医療・長期フォローアップの推進
D14	○拠点病院等、がん診療を行う一般の病院、診療所及び介護施設等との連携と患者やその家族等の療養生活を支えるための体制整備

C05	県内どこにいても質の高いがん医療を受けられる体制になっている
C06	必要な全ての患者に、がん遺伝子パネル検査が行われ、その結果に基づいて治療が選択できている
C07	質の高い標準的な治療(手術療法・放射線療法・薬物療法)が、安全に提供されている
C08	チーム医療体制が整備され、医療従事者間の連携が強化されている
C09	がんのリハビリテーションを受けられる体制になっている
C10	副作用や合併症、後遺症による症状を軽くするための支持療法を受けられる体制になっている
C11	診断時からの適切な緩和ケアが受けられる
C12	生殖機能温存療法及びがん治療後の生殖補助医療が充分に行われている
C13	小児がん・AYAがんの患者・家族の苦痛軽減と療養の質が向上できている
C14	高齢者ががんの患者・家族の苦痛軽減と療養の質の向上ができています

B3
がん患者が納得した適切かつ質の高いがん医療を等しく受けられている

A2
がんになっても日常生活の場で尊厳をもって安心して暮らすことができる

【共生】

D15	○拠点病院等のがん相談支援センター及びがん相談窓口の利用促進 ○病院や地域において患者会・サロン等の開催され、がん経験者からの情報提供等が得られる体制整備 ○ピアサポーターが育成され、患者会やサロン等にて活動できる体制の整備
D16	○在宅における緩和ケアも含めた療養体制の整備 ○訪問医療や介護サービス事業所等の連携促進と人材の育成
D17	○治療と仕事との両立や就労に関する相談支援の推進 ○外見の変化に起因するがん患者の苦痛の軽減 ○がんに対する正しい知識の普及とがん患者への理解に対する普及啓発
D18	○小児がん拠点病等を中心とした相談体制の推進 ○学習を希望するがん患者への教育の機会の充実 ○拠点病院等、がん診療を行う一般の病院及び診療所において、患者に対するACPの実施と併存疾患の治療や介護との連携体制の整備 ○高齢者の併存疾患や介護に関する相談・関係機関との連携推進

C15	がんの相談支援を受けることができ、自分にあった正しい情報が得られる
C16	療養場所にかかわらずがん医療や緩和ケア等の支援を受けることができる
C17	がんと診断を受けた後の社会的課題による苦痛を受けることがない社会となっている
C18	小児がん・AYAがん・高齢者の患者・家族の苦痛軽減と療養の質が向上できている

B4
身体的・精神的な苦痛が軽減され、療養生活を送ることができる

【基盤】

D19	○学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育の推進 ○さまざまな関係機関との協働による県民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発 ○関係機関との協議の場の設置、積極的な外部講師の活用推進
D20	○がん対策を推進するために、多様な患者・市民が参画できる仕組みの整備及び患者・市民参画に係る啓発・育成の推進
D21	○質の高い情報収集に資する精度管理、活用に対する理解の促進への取組

C19	がん予防や早期発見の重要性を認識し、がんを正しく理解し向き合うことができる
C20	患者等ががん対策に主体的に参画できる社会となっている
C21	がん登録情報が利活用されている